

2019年度

防火・防災管理併催新規講習実施要領

砺波地域消防組合消防本部

防火・防災管理併催新規講習は、甲種防火管理新規講習と防災管理新規講習を併せて実施する講習で、両方の講習修了資格を同時に取得することができます。

1 受講対象者

- (1) 防災管理者を定めなければならない防火対象物の管理・監督的な地位にある者で、防災管理者に選任を予定している者
- (2) 防火管理者を定めなければならない防火対象物の管理・監督的な地位にある者で、防火管理者に選任を予定している者
- (3) 将来防災管理者又は防火管理者に選任を予想される者で、その資格を取得しようとする者

2 講習月日・会場

講習日時	会場	申請期間	定員	問い合わせ先
6月12日(水) 13日(木) 1日目 9:00～16:30 2日目 9:00～15:30	南砺市天池99番地 砺波地域消防組合南砺消防 署2階防災ホール	5月9日 ～ 5月15日	150 人	砺波地域消防組合 消防本部予防課 0763-32-4957

3 講習内容

- (1) 防火管理及び防災管理の意義及び制度
- (2) 火気管理
- (3) 施設及び設備の維持管理
- (4) 防火管理及び防災管理に係る訓練及び教育
- (5) 防火管理及び防災管理に係る消防計画

4 受講手続き

- (1) 所定の受講申請書を砺波地域消防組合管内(砺波市、小矢部市及び南砺市内)の消防署、分署、出張所又は富山県内の各消防本部に提出してください。
- (2) 申請書を受け付けた消防署、分署、出張所では、申請者に受講票を交付します。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けません。

5 受講費用(教材費等)

6,500円

※受講費用は講習初日に、現金(お釣の無いように)でお支払い下さい。

なお、講習に必要なテキストは講習当日に会場で配布します。

6 修了証の交付

講習の全課程を修了された方に対し、甲種防火管理新規講習の修了証及び防災管理新規講習の修了証を交付します。

ただし、遅刻または途中欠席した人には交付しないことがあります。

7 講習科目の一部免除について

防火対象物点検資格者講習又は防災管理点検資格者講習の課程を修了し免状の交付を受けている方、自衛消防業務講習の課程を修了している方は、一部の講習科目について受講免除を受けることができます。

(防火管理者の受講免除はありません。)

受講申請書を提出時に免状又は修了証の写しを添付し講習科目の免除を申出てください。(受講申請書提出後の科目免除の申出は、受付いたしません。)

講習科目の一部について受講免除を受けることができる者	受講を免除する講習科目
防火対象物点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者	「火気管理」 「施設及び設備の維持管理」
自衛消防業務（新規・追加・再講習）講習の課程を修了している者	「防火管理及び防災管理の意義及び制度」
防災管理点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者	「施設及び設備の維持管理」

8 その他

(1) 受講者は、筆記用具、昼食等を持参のうえ、受講日の午前8時00分から同8時45分まで(受講科目の一部免除を認められた方は、指定の時間まで)に講習会場で、受講票を提出し受付を済ませてください。

(2) 受講費用は、講習初日受付へ、現金(お釣の無いように)でお支払い下さい。

(3) 甲種防火管理新規講習又は防災管理新規講習のどちらか一方のみの受講はできません。

(4) 会場の都合上、申請期間中においても定員になり次第締切ることがありますので、お早めにお申込み下さい。

なお、受講希望者多数のため、できる限り受講のキャンセルとならないようご配慮をお願いします。

(5) **2日間ともに、実技講習がありますので、動きやすい服装で受講下さい。**